

## 講演

# 保育十か年を顧みて

山下俊郎

本学会の創設は、昭和二十三年であり、第一回大会は昭和二十三年十一月二十一日に、当時の東京女高師附属幼稚園を会場として開かれた。この保育学会は、前会長倉橋氏のご指導のもとに今日まで成長してきた。

戦後の保育を考えても丁度十年、新しい保育、児童に関する福祉の問題など多くの変化と進展とがあり、ここで保育における十年を顧み、さらに新しい進歩への道を考えるところに一段と大きな意味があると思う。そこで私は、次の点について述べてみたい。

- 一、保育に関連する法令について。
- 二、幼稚園、保育所の量的発達（十か年の変遷）
- 三、保育関係の団体の動きについて。
- 四、保育の内容的研究。
- 五、日本保育学会は、どんな動きをしてきたか。
- 六、保育に関する文献。
- 七、保育者の養成機関の問題。

### 法令問題について

昭和二十二年は、幼児教育、すなわち保育にとって大切なスター

トであり、また再出発の時である。教育基本法、学校教育法が制定され、また、児童福祉法も同じ年に施行された。幼稚園が新しい学校教育法の中で、学校としてのしっかりした地位を占めたことは、坂元彦太郎氏が幼稚園八十周年記念の出版の「幼稚園の歩み」の中でいろいろと述べている。新しい幼稚園にはいろいろの問題があるが、一番重要な観点は、私のみるところでは幼稚園の目的にあると思う。大正十五年の幼稚園令における幼稚園の目的は、家庭教育を補うことであつた。しかし、学校教育法における幼稚園は家庭教育の補足ではなく、自主的創造的なパーソナリティの形成が目的であり、社会生活の中で人間性および社会性を養うことに重点が置かれている。幼稚園の大きな再出発を意味していると思う。

幼稚園の数的発展はあとで述べるが、学校教育法の出た年に児童福祉施設の一つとしてこれに定められている。従来、託児所は、保護施設の一つとして明治以来種々な形態において保留されてきたが、厳密には法令的基礎がなかった。すなわち、わずかに社会の事業の一つの施設としてみとめられていたに過ぎなかった。これに対して大正末期に、託児所令・保育所令を制定してほしいとの声が、

従事者の中からでていたが、昭和十三年厚生省の設置と共に、その声が一段と高くなり、全国的な社会事業大会、児童福祉大会のたびにその声が高まってきた。しかし、一方その法令の設定には賛否両論があり、保育令はなかなか成立しなかった。

戦後 児童福祉法により積極的に子どもへのしあわせを考える立場から、保育所の地位が確立されるに至った。しかし、保育施設の形態として幼稚園と保育所との二元にわたっていることには反対の声もある。したがって、両極の施設があるということは、ある意味では幼児保育について(十)となり、ある意味では(一)となつていると考えられる。

幼稚園については、戦後來日した米教育使節団の勧告に基づき、教育刷新委員会の推進により、学校教育法が制定された。将来は、義務教育制になることが、望しいといわれているが、それには程遠い現状である。幼稚園に関しては、新しい学校教育法による幼稚園が、二十二年にスタートして、二十三年三月にその内容規定ともいうべき保育要領が出された。この保育要領には、多くの議論があり、改められなければならぬ点もあったが、昭和三十一年一月新しい幼稚園教育要領がその改訂として出されている。

保育所に関しては、二十二年の児童福祉施設法公布後、二十三年十二月に児童福祉施設の最低基準が定められた。最低の基準としては程度が高いという意見もあるが、幼児のために高い基準を持つことは意味がないわけではないのであって、そのはたしている役割は大きい。一方幼稚園の教諭に関しては二十四年教育職員資格が規定された。保育の資格試験ならびにその養成は、児童福祉法に規定されている。二十四年に私立学校が制定されたが、これは幼稚園が私立学校としてはたす役割の重要性を示すものといえる。

次に、二十六年に児童憲章が制定された。これは法律ではないが、子どもに対して責任をもつべきおとなに正しい児童観を持たせるようにし、子どもへのしあわせの上に新しいいぶきを与えるようにしたことの意味がある。保育要領について古い幼稚園の保育項目と新しい幼稚園の保育内容において、両者の差異がきわめて明瞭に出された。前述の通り三十一年に、それが幼稚園教育要領として改訂された。幼稚園の施設については、幼稚園設置基準が三十一年十二月に公布された。

保育所の保育内容については、厚生省で二十五年以来「保育所運営要領」「保育指針」「保育の理論と実際」を刊行して内容的指導がなされてきた。

|       | 幼稚園   |         | 保育所   |         |
|-------|-------|---------|-------|---------|
|       | 園数    | 幼児数     | 保育所数  | 入児童数    |
| 昭和13年 |       |         | 1,084 | 87,113  |
| 17年   | 2,085 | 218,662 |       |         |
| 21    | 1,303 | 143,702 |       |         |
| 22    | 1,480 | 197,623 | 1,500 |         |
| 23    | 1,529 | 198,868 | 1,787 | 158,904 |
| 24    | 1,787 | 228,607 | 2,591 | 216,887 |
| 25    | 2,100 | 224,653 | 2,871 | 249,166 |
| 26    | 2,455 | 244,423 | 3,739 | 221,898 |
| 27    | 2,837 | 370,667 | 4,588 | 310,123 |
| 28    | 3,426 | 519,750 | 6,856 | 643,697 |
| 29    | 4,387 | 611,609 | 7,627 | 618,570 |
| 30    | 5,316 | 643,355 | 8,321 | 653,727 |
| 31    | 6,012 | 651,090 | 8,392 | 598,116 |

### 幼稚園ならびに保育所の数的発達について

幼稚園の数的発展、二十一年をどん底として二十二、二十三年とだんだん増えて二十七年には二十一年の倍、三十年に二十七年の二倍となっている。幼稚園の実情として頭に入れねばならぬものは八〇〇〇余の幼稚園のうち三分の二が私立であること、また宗教的背景のある幼稚園のはたす役割が現在においてもかなり大きいことである。

保育所ははじめの方は、数的関係が余りはつきりしていないが、二十四年兒童福祉法によって著しくふえ、二十二年に一五〇〇か所、二五年に二倍、二十八年に六八五六か所、二十九年に五倍、三十年に八三二一か所、六倍という飛躍的な数字が出ている。幼稚園と違う点は、数量的変化のほかに公立と私設との割合がちがうことである。始めは、私設の方が多いが、近年になると二者の開きは余りなくなり、三十年には公設の方が多くなる（地方で公立が増加した）。季節保育所二十八年、七〇四〇か所、二十九年に八〇七二か所、三十年に五一二〇か所。これは常設保育所の補助として重要な役割をしている。

### 保育者の団体について

戦後二十二年十月全国保育連合会が二十二年十一月幼稚園・保育所を打って一丸として生れた。（会長倉橋氏）しかし、学校教育法と児童福祉法との二本建で幼稚園と保育園の二元が次第に分化してきた。二十六年仙台の第五回大会で全保連分割問題について全国保育連合会は解散した。これ以後保育関係の団体は二系統に分れて活動している。

幼稚園は、国公立幼稚園長会、同研究会があり、他方私立では、日本私立幼稚園連合会が結成され、それぞれの立場で幼稚園保育者

の進歩のため、活動が行われている。幼稚園と保育園と内容的に一元にして、科学的研究をすすめる団体として、わが日本保育学会が昭和二十三年倉橋前会長のご指導のもとに結成され、二十三年十一月二十一日第一回大会がお茶の水女子大学（当時東京女高師）で開かれ、以後毎年開催されている。

日本保育学会の任務は幼稚園・保育所を一緒にして幼児保育を科学的にすることにあら。

### 研究発表について

会報二、三頁にわたり、第九回までに発表されたテーマの分類と傾向が記してある。これを各回毎にみると特色がある。また、シンポジウムのテーマを見ると保育界の関心の持ち方の変遷が見られる。保育について形式より保育内容の内容的研究がもっと進められるべきである。

### 保育者養成機関の問題

保育者養成の問題は、これからのシンポジウムのテーマであるから、時間がないので、シンポジウムにゆずる。

養成の方法およびそのカリキュラムの問題は、現在再検討する段階にきていると考えるべきである。

\*

\*